

広島県告示第八百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を関係市役所及び関係町役場の掲示場に掲示した。

平成二十六年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
山県郡北広島町才乙字大膳二二七	菅川 良智
山県郡北広島町才乙字冠一の一	松本 建祠
山県郡北広島町才乙字冠一八	上田 吉孝
廿日市市虫所山字鍋谷山五二三の一八	片岡 昌司
廿日市市虫所山字鍋谷山五二三の一九	林 千恵子 大石 主税
廿日市市虫所山字鍋谷山五二三の二一	片岡 孝司
広島市佐伯区五日市町大字中地字長迫四一の七	幾多 静夫
	舛田 哲郎
	丸岡 晃祠
	村上 シゲ子
	久保田 積
	日和野 正二
	今村 正信
	武田 進
	武内 久雄

大竹市栗谷町大栗林字デンボウ師四四三の一 大竹市栗谷町大栗林字椿ヶ峠四四四の一																					
片山 克則	平本 治	村本 キクヨ	村岡 美智子	村上 傳	滝本 チエ子	大野 都康	大原 祥且	藤澤 政司	杉田 保	池田 俊一	住田 瑞穂	住田 豊美	住田 紀昭	住田 ミヨ子	宮本 盛後	大田 勝	池田 巖	西本 久司	武内 吉範	中西 静水	
大竹市栗谷町大栗林字通谷三三 大竹市栗谷町大栗林字通谷三四 大竹市栗谷町大栗林字通谷三五							大竹市栗谷町大栗林字荒谷二九の一		大竹市栗谷町大栗林字仏ヶ谷七 大竹市栗谷町大栗林字仏ヶ谷八												

大竹市栗谷町大栗林字デンボウ師四四三の二
大竹市栗谷町大栗林字椿ヶ峠四四四の二

竹田 朝子

田丸 貞雄

二 指定の目的

水源の「涵養」

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）